

空き家バンクご利用案内(移住希望者向け)

富士河口湖町では、空き家を借りたい移住者の方と、空き家を持っている大家さんとを町が仲介する「空き家バンク」制度を実施しております。

利用者の要件について

富士河口湖町外に在住しており、富士河口湖町への定住・二地域居住を目的として、空き家の利用を希望する方が対象です。

※既に町内にお住まいの方に対しては、原則的に空き家バンク物件の仲介は行っておりません。

空き家バンクご利用の流れ

- ① 内覧を申込む前に、「空き家バンク利用登録シート」を提出してください。(一度提出したら以後の提出は不要です)
- ② 内覧を希望する物件、内覧希望日時について、担当へご連絡ください。
- ③ 担当が大家様と日程調整を行い、内覧実施日時についてお知らせいたします。
- ④ 内覧当日は、利用者様・大家様・役場担当職員の3者にて内覧を行います。現地へは担当職員が車でご案内いたします。
(※お車をお持ちの場合には、現地の道路の雰囲気を知って頂くためにも、役場が先導する車に追従して頂くのをお勧めいたします。)
- ⑤ 内覧の終了後、利用者・大家様双方が合意すれば、契約締結へ。

ご利用の注意点について

- ① 物件の賃貸契約は、大家様と入居者との間で直接結んでいただきます。
(※賃貸契約について町役場が関与することはできません。)
また、なるべく火災保険に加入して頂きますようお願いいたします。
- ② 内覧のご予約は先着順に行い、基本的には、先に予約した方の契約可否までが完了してから、次の方をご案内しております。
当人同士の契約ですので、利用者・大家様双方にとって十分に納得をする時間を確保するために、このように運用をしております。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。
- ③ 内覧は、利用者様・大家様・役場職員の3者で行います。そのため、余裕を持った日程調整にご協力をお願いいたします。
大家様は別に本業をお持ちである方が大半ですので、即日の内覧希望などはお受けできかねる場合がございます。

※お問い合わせ先: 富士河口湖町役場政策企画課
企業誘致・まちづくり推進係 (TEL: 0555-72-1129)
「空き家バンク」登録物件情報はこちらからご覧ください! →

(URL: https://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/info/info.php?if_id=67&ka_id=25)

